

一橋大学大学院—公共政策セミナー—

第1回講義：鈴木 裕氏

「公的資金運用のありかた」

(株)大和総研／産学連携室

講義日（場所）	講師	講義概要／質疑応答
4/21(木)16:15 （神田・学術総合センター内：4F第5講義室）	資本市場調査部・副部長  鈴木 裕氏	<講義概要> ・ 「公的資金による株式保有について」をテーマに、政府系ファンドの定義、歴史、政府資金の特徴、政府が株主となることの問題点、問題となったSWFの投資事例、政府系ファンドの規制ルール、などについて広範に解説。 ・ 本講座後半で予定のプレゼンテーション課題(6/9)は、公的年金基金の運用者としてのESG投資の是非を論評し、その際の手法について長所短所を検討することとしている。 <主な質疑応答> (Q)サンチャゴ原則は、いつこの会議で決定されたのか?拘束力はあるのか? (A)2007年ワシントンDCでのG7で、政府系ファンドに対するベストプラクティスを策定することを検討すべきとの共同声明が発表された。これを受けIMFが政府系ファンドの情報開示のあり方について検討を進め、新たな規制ルールとして「行動規範・慣行に関する原則合意（GAPP）」として公表された。公表にさきだち2008年9月にチリ・サンチャゴで集中的な討議を行ったことから「サンチャゴ原則」とも呼ばれている。GAPPは自主的なもので不遵守に対する直接的な制裁は予定していない。 (Q)中国の政府系ファンドは大規模なのか?欧米企業の支配が目的か、そして実際には支配している例はあるのか? (A)中国の政府系ファンドCIC(国際投資公司)の社長は、国際会議で議決権行使をしないと述べている。また、政府系ファンドの投資は不透明であり、投資の意図も不明であることがほとんど。 (Q)SWFの仕組みをお聞きしたい。委託者は誰なのか? (A)SWFは、天然資源を原資とした発展途上国に多い。民主的なプロセスが少ない国も多い。先進国（ノルウェー、シンガポール）のSWFは委託者として国民を想定し、国民向けの情報開示をしている。

以上